

## 4 利便性の向上につながる見直し（令和5年10月～）

利用者の選択の幅を広げ、利便性の向上にもつながる手法等を新たに設けます（詳細は検討中）。

### ① 敬老バス回数券の新設

フリーパス証との選択制で、市バス等に利用できる敬老バス回数券を新設し、**年間最大、額面 10,000 円分を限度に半額で交付。**（残りの半額は公費負担。）

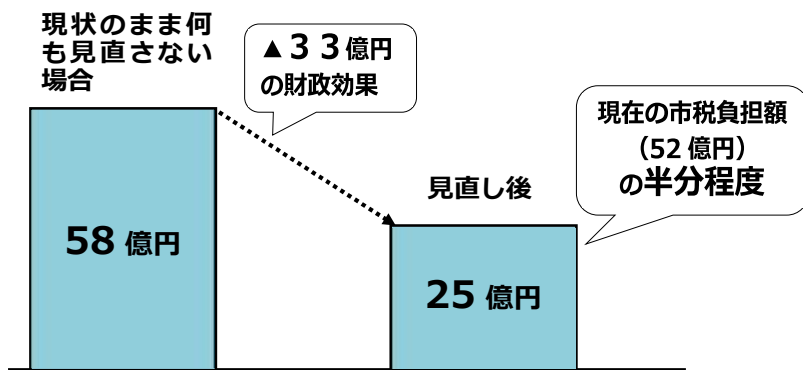
### ② 民営バス敬老乗車証の適用地域の一部拡大

一部地域にのみ交付している民営バス敬老乗車証について、市バス・民営バスの運行状況等を踏まえ、**適用地域を一部拡大。**

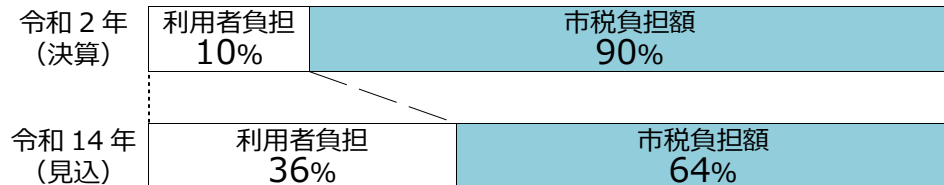
## 5 見直しによる財政効果

◎ これらの見直しにより、**令和14年度**（交付開始年齢の引上げの経過措置終了後）の**市税負担額は 25 億円**となる見込みです。

【市税負担額の変化】



◎ また、事業費に占める**市税負担額の割合は 6 割**となります。



## 敬老乗車証制度の見直しについて

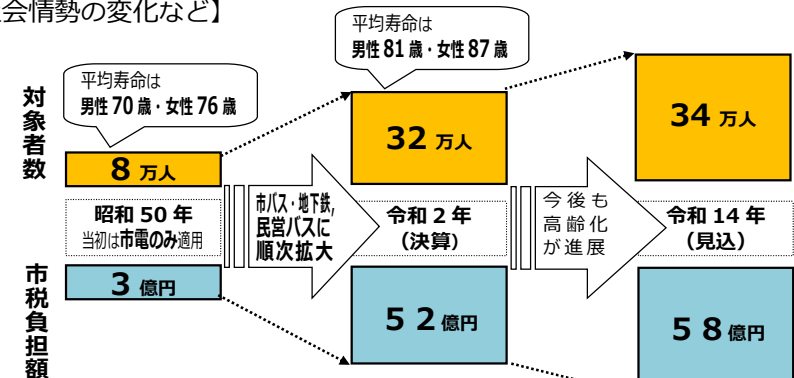
～これからも大切な制度を続けるために～

### 現状と課題

この制度は、70歳以上の希望する市民の皆様に、**所得に応じた負担金（年額 0 円～15,000 円）**で**市バス・地下鉄全線定期券（年額 20 万円）**相当の**価値があるフリーパス証を交付**する、高齢者の社会参加支援を目的とした福祉施策です。

しかし、制度開始から約50年が経過し、社会情勢の変化などにより、**現状のままでは制度自体が破綻するおそれがあります。**

【社会情勢の変化など】



このため、

**制度の持続可能性を高めるとともに利便性の向上につながる見直しを実施します**

|             | 見直し前  | 見直し後  |   |
|-------------|---|---|---|
|             |   | 令和4年10月1日～  | 令和5年10月1日～  |
| 交付対象【改定】    | 70歳以上の方   | <b>75歳以上（10年かけて引上げ）で、合計所得金額700万円未満の方</b>                |   |
| 負担金（※）【改定】  | 所得に応じ、<br>年額3,000円～15,000円<br>(月額換算250円～1,250円) | 所得に応じ、<br>年額 <b>6,000円～30,000円</b><br>(月額換算500円～2,500円) | 所得に応じ、<br>年額 <b>9,000円～45,000円</b><br>(月額換算750円～3,750円) |
| 敬老バス回数券【新設】 |   | なし  | 年間最大、額面 <b>10,000円</b> の回数券を <b>半額</b> で交付（フリーパス証との選択制） |
| 民営バス証【充実】   |   | 変更なし  | <b>適用地域の一部拡大</b>  |

※ 生活保護受給者等は無料。また、階層区分（合計所得金額200万円以上700万円未満）の細分化も実施。

## 1 なぜ見直すのか

◎ この制度は、高齢者の社会参加支援を目的とした福祉施策で、市民の皆様の市税負担で成り立っています。

しかし、制度開始から約50年が経過し、現在では、平均寿命は男女共に11歳延び、対象者数は8万人から32万人に増加。**市税負担額は3億円から52億円に増加しており、事業費総額に占める利用者負担と市税負担額の割合は「1：9」となっています。**

利用者からの負担金収入は6億円

また、今後も高齢化が進展し、**10年後には市税負担額が58億円に増加する見込み**です。

◎ 一方で、本市は危機的な財政状況にあり、**現状の制度のままでは制度自体が破綻するおそれがあります。**

また、**20政令指定都市中7都市がこの間に廃止、または制度がなく、制度がある都市でも様々な見直しが進められています。**

◎ こうした中、**本市では制度を廃止するのではなく、大切な制度をこれからも続けていくため、必要な見直しを実施する**ものです。

### 【近隣都市の制度概要】

|                     | 大阪市              | 神戸市               |
|---------------------|------------------|-------------------|
| 乗車証の種類              | 利用ごとに割引運賃を負担     | 利用ごとに割引運賃を負担      |
| 負担割合<br>(利用者：市税負担額) | 4：6              | 4：6               |
| 制度概要                | 1乗車当たり<br>50円を負担 | 1乗車当たり<br>小児料金を負担 |

※ 負担割合は、本市が独自に推計したものであり、実際の割合と異なる場合があります。

## 2 市民の皆様からのご意見

見直しに当たり、令和3年6～7月に実施した「行財政改革計画(※)」の策定に関するパブリックコメントで、市民の皆様からご意見を頂戴しました。(全537件)

※ 令和3～7年度における持続可能な財政運営への道筋をつけるための改革の方針



## 3 持続可能性を高めるための見直し(令和4年10月～)

### ① 交付開始年齢の引上げ

平均寿命が男性で81歳、女性で87歳と11歳延びていることなどを踏まえ、**交付開始年齢を70歳から75歳に10年かけて引上げます。**

【見直し後の交付開始年齢】

| 生年月日                | 交付開始年齢 |
|---------------------|--------|
| 昭和27年10月1日まで        | 70歳    |
| 昭和27年10月2日～28年10月1日 | 71歳    |
| 昭和28年10月2日～29年10月1日 | 72歳    |
| 昭和29年10月2日～30年10月1日 | 73歳    |
| 昭和30年10月2日～31年10月1日 | 74歳    |
| 昭和31年10月2日以降        | 75歳    |

令和4年9月末までに70歳になられた方は引き続き交付対象(ただし次の②に該当する方に限る)

### ② 交付対象者の変更

危機的な状況にある本市財政や社会情勢の変化も踏まえ、より援助が必要な人に対して必要な支援をしていくという、福祉施策(※)本来の趣旨に立ち返り、**交付対象者を合計所得金額700万円(給与収入で約900万円)未満の方**とします。

※ 福祉施策は、低所得や疾病などを理由とした生活上の困難や障害に対し、公的に援助・支援を行うもので、各施策の目的や性質等を踏まえて所得に応じた給付制限等が行われています。

### ③ 負担金の改定

より所得の多い方には、より多くの御負担をいただきたいとの考えから、**合計所得金額200万円以上700万円未満の階層を細分化。**

また、受益と負担のバランスだけではなく、世代間の負担のバランスも考慮し、**負担金を段階的に年額0円～45,000円へ引上げます。**

中高生の市バス・地下鉄定期券(年額：約9万円)の約10%～50%

【見直し後の負担金】

| 見直し前              |                    | 見直し後               |                         |            |
|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|------------|
| 階層区分              | 負担金                | 階層区分               | 負担金                     |            |
|                   |                    |                    | 令和4年10月1日～<br>令和5年9月30日 | 令和5年10月1日～ |
| 市民税非課税            | 3,000円             | 市民税非課税             | 6,000円                  | 9,000円     |
| 市民税課税で<br>合計所得金額が | 200万円未満            | 200万円未満            | 10,000円                 | 15,000円    |
|                   | 200万円以上<br>700万円未満 | 200万円以上<br>400万円未満 | 20,000円                 | 30,000円    |
|                   |                    | 400万円以上<br>700万円未満 | 30,000円                 | 45,000円    |
|                   | 700万円以上            | 交付対象外              |                         |            |

※ 生活保護受給者等は見直し後も無料